

令和8年1月1日 運用開始 林野火災警報・注意報



写真提供：岩手県防災航空隊

これまでも「火災警報」という火の使用を制限する制度がありましたが、令和7年2月に大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、新たに令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災警報・注意報」の運用が始まります。

写真提供：大船渡地区消防組合消防本部

区分	義務・制限	対象期間	火の使用の制限
火災警報	火の使用の制限 義務 (罰則あり)	通年	全域
林野火災警報 (新設)		1月～5月	北上市 一部区域
林野火災注意報 (新設)	火の使用の制限 努力義務		西和賀町 全域

「火の使用の制限」について

- ① 山林、原野において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
(花火等、火工品を使用しないこと。)
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

火災警報・林野火災警報「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、火の使用を控える努力義務ですが、林野火災警報発令中に火の使用の制限に違反すると消防法により30万円以下の罰金または拘留の対象となります。

火災に関する警報・注意報を発令した場合は、消防組合HP、SNS、消防車両による巡回等で周知します。

北上地区消防組合消防本部

〒024-0083 岩手県北上市柳原町二丁目3番6号
TEL：0197-64-1122 (代表)
FAX：0197-65-5170

ホームページ



フェイスブック



インスタグラム



